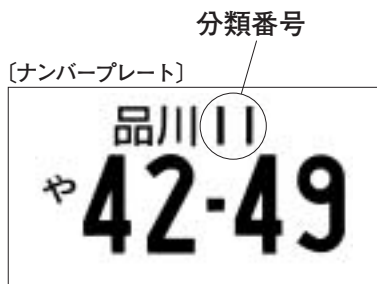


2 規制対象となる車はどれですか？

次の表に示されていますように、トラック、バス、ディーゼル乗用車及びそれらをベースに改造した特種自動車のうち、対策地域に使用の本拠の位置を有するものが規制対象車になります（「使用の本拠の位置」については、車検証をご参照ください。）

なお、軽自動車、特殊自動車及びガソリン又はLPGを燃料とする乗用車については、車種規制の対象外となります。



レクリエーションビークル(RV)には規制は適用されるのですか？

RVには、乗用車タイプ(3,5,7,8ナンバー)と貨物車タイプ(1,4,8ナンバー)のものがありますが、乗用車タイプのもの(ディーゼル車に限る)及び貨物車タイプのものについては、いわゆる通常のディーゼル乗用車、トラックと同様に規制の対象となります。

車種	ナンバープレートの分類番号
普通トラック	1、10～19、100～199
小型トラック	4、40～49、400～499 6、60～69、600～699
大型バス(定員30人以上)	2、20～29、200～299
マイクロバス(定員11人以上30人未満)	2、20～29、200～299 (一部、5、50～59、500～599 7、70～79、700～799)
特種自動車(トラック、バス、ディーゼル乗用車をベースとしたものに限る)	8、80～89、800～899
ディーゼル乗用車(定員11人未満)	3、30～39、300～399 5、50～59、500～599 7、70～79、700～799

窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の考え方

自動車排出ガスによる大気汚染の状況の厳しい地域では、より排出ガスの少ない自動車を使用するようになります。

このため、自動車NOx・PM法の車種規制によって適用される排出基準は、窒素酸化物のみならず粒子状物質の最大限の排出抑制を図る観点から、以下のように設定しています。

自動車NOx・PM法における排出基準は、現在すでに使用されている自動車にも適用されます。すでに使用されている自動車で、排出基準を満たさないものについては、一定の期間が過ぎると対策地域内では使用できなくなります。

排出基準

ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
バス・トラック等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)		
車 量 総 重 量 区 分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
	3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)